

入札公告

次のとおり一般競争入札（制限付き）を行いますので公告します。

平成 29 年 9 月 19 日

〒791-0215

愛媛県東温市北野田 533 番 1
社会福祉法人 喜久寿
理事長 菊池 勝義

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 工事名 | (仮称) 特別養護老人ホームウェルケア道後 新築工事 |
| (2) 工事場所 | 松山市下伊台町乙 129 番 9、乙 130 番 20 |
| (3) 工事概要 | 用途 地域密着型老人福祉施設
構造 鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積 3,335.70 m ²
小規模特別養護老人ホーム：定員 29 名
短期入所生活介護：定員 10 名
通所介護：定員 25 名
居宅介護支援事業所 |
| (4) 工期 | 工事請負契約締結日から平成 30 年 3 月 20 日 |
| (5) 予定価格 | ¥ 825,000,000 - (税抜き) |
| (6) 最低制限価格 | 有 |
| (7) その他 | この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する建設工事の種類のうち、建築一式工事の許可を受け、かつ法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 愛媛県内に本社を有しているもので、松山市競争入札参加有資格者名簿（建設工事）かつ愛媛県入札参加資格者名簿に登録され、法第 27 条の 23 第 1 項に規定する愛媛県経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成 29 年 8 月版）の総合評点値（建築一式）が、1,250 点以上であること。
- (3) 公共工事において、過去 5 年間に 65 点未満の工事成績評価点を受けていないこと。
- (4) 元請として、告示日より過去 10 年間に医療、福祉施設（老人ホーム等）で 3,000 m²以上の施工実績を有していること。

- (5) 入札参加申込をする時点より過去1年間、過失により大規模な補修を余儀なくされたり、愛媛県及び松山市から入札参加資格停止及び入札参加資格回避を受けていないこと。開札後、落札決定者が契約締結までに愛媛県及び松山市から入札参加資格停止及び入札参加資格回避を受けた場合は、契約を締結しない。
- (6) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号及び松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）に関する以下の者でないこと。
- ア 暴力団員等（役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ）がこれに該当する場合を含む）
 - イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む）
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）の規定による更生手続き開始申し立て（以下「更生手続き開始の申し立て」という。）をしていない者又は更生手続き開始の申し立てをなされていない者であること。
- (9) 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。
- 株式会社 小河建築設計四国事務所
愛媛県松山市余戸南2丁目21-27
- (10) この入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (11) 次の要件を満たすことのできる者を当該工事現場に選任で配置できる者であること。
- ア 一級建築士、又は一級施工管理士の資格を有し、かつ法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格（建築工事業に係るものに限る）の交付を受けており、3,000㎡以上の医療、福祉施設の施工経験があること
 - イ 上記該当者と告示日前1年以上の雇用関係があること
 - ウ 施行経験が10年以上有り、施工管理技術士として5年以上の経験がある者
 - エ 電気設備主任技術者
1級電気工事施工管理技士、管理技術者資格証、管理技術者講習修了証者
 - オ 機械設備主任技術者
1級管工事施工管理技士、管理技術者資格証、管理技術者講習修了証者
 - カ 事務担当者

3 入札参加申請に関する事項

- (1) この入札に参加申込をする者（以下「入札参加者」という。）は、一般競争入札参加資格審

査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、建設業許可証明書の写し、入札参加資格等確認資料（様式第 2 号、第 3 号）及び直近の経営事項審査結果通知書の写し等を添付し、A4 ファイルに綴じて、表紙に「入札資格審査申請書」の文字及び会社名を記載して申請すること。

なお、申請期間中に提出を要する書類を提出しない者及び参加資格がないと認められる者は、この入札に参加することができない。

(2) 申請書は、法人本部へ持参しなければならない。

(3) 申請書の提出期間及び提出場所

ア 提出期間 平成 29 年 9 月 19 日（火）から平成 29 年 9 月 26 日（火）までの
午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 提出場所 愛媛県東温市北野田 533 番 1
社会福祉法人 喜久寿

TEL : 089-955-0310（担当：重村 貴也）

(4) 入札参加資格の審査結果は、申請書を提出した者に対して、平成 29 年 9 月 27 日（水）までに一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により行う。

4 入札参加資格の喪失に関する事項

請書等により入札参加資格を認められた者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、当該工事に係る入札に参加することはできないものとする。

5 設計図書等の閲覧又は貸出しに関する事項

(1) 当該工事に係る設計図書等は、閲覧又は貸出しの方法によるものとする。

ア 閲覧・貸出し期間

平成 29 年 9 月 19 日（火）から平成 29 年 10 月 4 日（水）までの
午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 閲覧・貸出し場所

株式会社 小河建築設計四国事務所
愛媛県松山市余戸南 2 丁目 21-27

E-mail : ogawasikoku@nifty.com

TEL : 089-972-8841（担当：橋本 哲太）

ウ 貸出し方法

電子媒体（CD-R）等で貸出しを行い、終了後返却すること。ただし、入札参加資格がないと通知された場合は、速やかに返却すること。

なお、貸出しについては、設計図書貸出申請書（様式第 5 号）を提出し、承認を受けなければならない。

(2) 設計図書等に関する質問は、質疑回答書（様式第 6 号）を電子メールにより提出するものとし、持参及び FAX によるものは受け付けない。

ア 提出期間 平成 29 年 9 月 27 日（水）から平成 29 年 9 月 29 日（金）までの
午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付窓口 株式会社 小河建築設計四国事務所
担当：橋本 哲太
愛媛県松山市余戸南 2 丁目 21-27
E-mail：ogawasikoku@nifty.com
TEL：089-972-8841 FAX：089-972-8869

(3) 設計図書等についての質問に対する回答は、次のとおり質疑回答書（様式第 6 号）を電子メールで入札参加資格者全員に回答を行う。

ア 閲覧期間 平成 29 年 10 月 2 日（月）から平成 29 年 10 月 4 日（水）までの
午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 閲覧場所 愛媛県松山市余戸南 2 丁目 21-27
株式会社 小河建築設計四国事務所
担当：橋本 哲太
TEL：089-972-8841 FAX：089-972-8869

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 愛媛県東温市北野田 533 番 1
社会福祉法人 喜久寿
ウェルケア重信 会議室
- (2) 日 時 平成 29 年 10 月 13 日（金） 10 時 00 分

7 入札の方法等

- (1) 入札書は入札日時に入札執行の場所に持参し、提出するものとして郵便、電報、電話、FAX 等による入札は認めない。
なお、代理人が入札をする場合は、委任状を併せて提出するものとする。
- (2) 入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- (3) 入札回数は 1 回とする。
- (4) 入札会場への入場者は、1 社当たり 2 名までとする。

8 入札保証金

免除する。

9 入札の無効等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に定める入札参加資格がない者がした入札又は規則第 6 条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札は無効とする
- (2) 委任状を持参しない代理人
- (3) 金額、氏名、押印を欠くもの、又はこれらを認知しがたいもの
- (4) その他入札に関する条件に違反したもの
- (5) 入札を辞退する場合は、事前に連絡をすること

10 契約の成立要件

契約の締結については、社会福祉法人喜久寿の理事会の議決を要する。

11 落札者の決定方法

- (1) 落札は予定価格以下、最低制限価格以上の入札をしたものとする。
- (2) 落札価格が同額の場合は、同額者の抽選により決定する。
- (3) 落札者は、入札に対応した工事内訳書を提出すること。

12 契約保証金

免除する。

13 工事完成保証

工事完成保証人をつけること。

14 支払条件

前払金（着手金）	有
中間前金（上棟時）	有
竣工引渡し時払い	有

詳細は落札者との協議による。

15 契約書作成の要否

要（松山市暴力団排除条例に基づく特約条項付）

16 異議申立て

入札を行った者は、入札後、規則、工事請負契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

17 その他

- (1) 工事保証は工事完成後2ヶ年とし、部分保証は仕様書のとおりとする。
- (2) 工事契約者は本工事の契約を他人に譲渡してはならない。
- (3) 契約後、工事完成取引前に生じた災害、その他の事故については一切、発注者は関係ないものとする。
- (4) 建築確認申請済証が未交付の場合、申請に伴う変更については、落札業者と協議する。
(質疑応答で対応予定、軽微なものは本工事に含む。)
- (5) 工事監理者は、株式会社 小河建築設計四国事務所とする。

以上